

税務公然营

編集発行人 税 理 士

村 野 幸 司

事務所 〒639-2113 奈良県葛城市北花内

TEL 0745(69)8282 FAX 0745(69)7377 **自宅** 0745(69)2174

バラ

(長月) September

9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日

国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

9月30日

国税/1月決算法人の中間申告 9月30日

 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告

 (年3回の場合)
 9月30日

9月30日

月	21 日·敬 23 日·秋		22日・国民の休日			
=	一月一	一火一	水一	一木一	金	-
•	•	1	2	3	4	<i>5</i>
6	7	8	9	<i>10</i>	11	<i>12</i>
<i>13</i>	14	<i>15</i>	<i>16</i>	<i>17</i>	<i>18</i>	<i>19</i>
20	<i>21</i>	<i>22</i>	<i>23</i>	<i>24</i>	<i>25</i>	<i>26</i>
27	<i>28</i>	<i>29</i>	<i>30</i>	0	0	0





国民の祝日に挟まれた日は「休日」 日本の祝日を定めている「国民の祝日に関する法律」によれば、「その前日及び翌日が国民の祝日である日(国民の祝日でない日に限る)は、休日とする」と定めています。暦の関係で本年9月がこれに該当し、21日の敬老の日(9月の第3月曜日)と23日の秋分の日(秋分日)に挟まれた22日が休日になっています。

割合の区分に係る判定基準が異者と後期高齢者とでは自己負担とがあります。これは前期高齢の負担割合が引き上げられるこ料が変わらないのに一部負担金 なるためです。 後期高齢者)になった途端、 健 康保険の被保険者が七五 金給歳

算定、徴収方法等がどのように変七五歳到達前後で、 保険料の わるかをQA形式で解説します。

患者の自己負担割合につ て教えて下さい。

(1) 七〇歳以上七五わることがあります。 負担する一部負担金等の ついては、七五歳前 ついては、七五歳前後で変担する一部負担金等の割合診療を受けたときに患者が 自己負担割合 七〇歳以上七五歳 未満 の

> ては三割、それ以外の被保険者(現役並み所得者)についの額が二八万円以上の被保険 の額が二八万円以上の被保酬月額に基づき決定され、 者は一割負担が原則です。)歳以上七五歳+原則として、ほ の自己負担割合は 保険 の 被保の そ報険

(一割) は変わりません。 年金など一時的な収入があっ 期的な収入があったり、養老 が二六万円以下であれば、 た場合であっても、負担割 に老齢給付、 したがって、 家賃収入など定 標準報酬月 合 他額

酬月額ではなく、原則として、 の区分に係る判定は、標準報 なりますので、自己負担割合 所得額に基づき行われます。 高 (2) 齢者医療制度の被保険者と 七五歳以上になると、後期 七五歳以上の自己負担割合

者と同一世帯にいる被保険上の被保険者とその被保険者とその被保険 現役並み所得者 (住民税

に該当する場合は、市区町村三割負担が原則ですが、次 窓口に申請して認定を受

> けると 三万円未満の場合 険者本人の収入額が三八 一人のみの場合で、 割負担となりま 被保険者が 被保

П 二〇万円未満の場合 の んでいる七○歳~七四歳 険者本人と同一世帯に住 一人のみの場合で、 同一世帯に被保険者 人の収入の合計額 一世帯に被保険 被者保が 者 が $\overline{\mathcal{H}}$

二人以上いる場合で、 五二〇万円未満の場合 保険者の収入の合計額 一般・低所得者 が被が

得控除を差し引く前の額をい除や給与所得控除など)や所で、必要経費(公的年金等控前年の所得税法上の収入金額 います。 得控除を差し引く前の額 なお、ここでいう収入とは、 一割負担です。

Q 2 保険料額はどのように て算定されるのですか。

(1) 七〇歳以上七五歳まに分けて決定されます。 保険料の算定も七五 七〇歳以上七五歳未満の場 一歳前 後

〇歳 険の保険料 に保険者が定めた保険料率を 以上七 康 除に加え 五歳 は 未満 標準報酬月額 L の T 医 しし 療保 る七

(2) 額には影響しません。 七五歳以上の場合

の他に収入があっても保険料掛けて算出しますので、給料

(応能割額)の合計額が、被保得に応じて負担する所得割額割額)と被保険者の前年の所する被保険者均等割額(応益個々の被保険者が等しく負担 険者単位で算定されます。 後期高齢者医療の保険料は、

等割額には、 れています。 より異なります。 に応じて軽減措置が 被保険者均等割額 均等割額は各都道府 減措置が設けら 世帯の所得額 ます。なお、均 は各都道府県に

います。 に保険料率を掛けた額 保険料率を掛けた額をい被保険者の算定対象所得

所得割額

から求めます。 所得割額 ば、 次 の 計 算式

三三万円)} 総所得金額等-× 所 所得割率

(広域連合都道府県支部が定

ちなみに、健康保険の被扶養者であった後期高齢者医療での間、その年度分の保険料での間、その年度分の保険料での間、その年度分の保険料での間、その年度分の保険料の一が減額されます。ただし、あくまで七五歳到達時にし、あくまで七五歳到達時にし、あくまで七五歳到達時において健康保険の被扶養者であった後期高齢者医療あることが要件です。

②3 保険料の徴収はどのよう

を希望する場合は、事前に、より現金で納付する方法等)っても、普通徴収 (納付書にっても、普通徴収 (納付書に法)の対象となる高齢者であ年金支払の都度天引きする方(年額一八万円)以上の人から、(年額一八万円)以上の人から、日間徴収 (年金月額一万五千円別徴収 (年金月額一万五千円別徴収 (年金月額一万五千円

れます。

・
はいのできると認めるものに限られます。

・
にはって徴収するほうができるようになりました。
とができるようになりました。
とができると認めるものに限られます。

義務者は会社です。 保険者の保険料の徴収・納付 七五歳未満の健康保険の被

われるのですか。 には、どのように取り扱が保険料を滞納したとき

A 保険料を滞納している被保 除者(普通徴収者)が、保険 には、次の特別の事 ない場合には、次の特別の事 ない場合には、次の特別の事 ない場合には、次の特別の事 ない場合には、次の特別の事 は、次の特別の事

産につき災害を受け、また保険者等という)がその財帯の世帯主(以下、滞納被保険者またはその属する世保険料を滞納している被

傷したこと。が病気にかかり、または負の人と生計を一にする親族の人と生計を一にする親族は盗難にあったこと。

滞納被保険者等がその事だこと。

たことなど。 業につき著しい損失を受け 滞納被保険者等がその事

Q 5 保険料を滞納し、被保険 お源は受けられないので お源は受けられないので

(以下「資格証明書」という) を交付します。この資格証明書は、被保険者証の書で医療費の窓口で医療費の全額 を交付します。この資格証明 書は、被保険者証と異なり、 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。 を支払わなければなりません。

> い の (被保険者証と同様診療を受け 割)相当額を負担すればよい) で一割(現役並み所得者は三 た際には、医療機関等の窓口 請求手続きが必要になります。 書を発行する前 な (市区町村に確認して下さ お、 短 市区町村は、 11 短期 被保険者証 資格証 有効期

はどうなるのですか。 転居した場合の保険料率

減しているようです。

を発行して、患者の負担を軽

A 同じ都道府県の市区町村に 民険料額が変わることがあり を居した場合は、保険料 県に転居した場合は、保険料 県に転居した場合は、保険料 の年度の保険料額は変わり をは都道府県毎に異なるため、 をは都道府県毎に異なるため、 をは都道府県の市区町村に は、保険料は同

問い合わせください。ので、詳しくは担当窓口におなどが異なることがありまする市区町村により算定方法

短時間就労者の雇用保険の 適用基準が緩和

短時間就労者(1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、40時間未満である人をいう)については、労働時間、賃金その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明確に定められていると認められる場合であって、次のいずれにも該当するときには、雇用保険の被保険者として取り扱われます。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 6カ月(従来は1年。以下同じ)以上 引き続き雇用されることが見込まれるこ と。

具体的には、次の場合が該当します。 期間の定めがなく雇用される場合 雇用期間が6カ月以上である場合

短期の期間(6カ月未満。たとえば、

3カ月未満など。以下同じ)を定めて 雇用される場合であって雇用契約にお いてその更新規定が設けられていると き(6カ月未満の雇止め規定がある場 合は除く)

たとえば、最初に3カ月の雇用契約をする際、次回の契約は更新する旨を 明示している場合など

雇入れの目的、当該事業所において 同様の雇用契約に基づき雇用している 人の過去の就労実績等からみて、契約 を6カ月以上にわたって反復更新する ことが見込まれるとき

3カ月の契約を締結し、期間満了後さらに3カ月の雇用契約を締結する場合であって、雇入れ後6カ月以上引き続き雇用された場合(その後の6カ月間において離職することが確実である場合を除く)

被保険者資格を取得するのは、 については就労期間が6カ月以上となった日、それ以外は雇入れ時となります。

派遣労働者に係る改

正

一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用れる派遣労働者のうち常時雇以上間が二〇時間以上間が二〇時間以上間が二〇時間以上であることという要件を満たしであることという要件を満たしたときに雇用保険の被保険者となります。

遣労

働

者

に

係る

用

関

は、派遣元事業主との間で生じるため、被保険者となるか否かいては、契約期間満了までに次の派遣就業を指示しない場合には、派遣労働者が同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業を希望する場合を除き、契約期間満了時に被保険者資格を喪失する現扱いとなりました。

出産育児一時金の見直し

現在、医療保険制度(健康保険や国民健康保険など)における出産育児一時金は、産科医療補償制度に加入している病院などで出産した場合には38万円が支給されていますが、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間については、4万円引き上げられ42万円に、それ以外も同様に35万円から39万円になります。

この他出産費用が原則として直接(現金)払に変更になり、被保険者が医療機関等の窓口で精算する際の一時的な負担が軽減されます。ちなみに、出産費用が42万円(39万円)以内であった場合には、その差額分は、後日、被保険者が医療保険者に請求することになります。

なお、このしくみを利用しない被保険 者は現行どおり窓口で請求額の全額を支 払い、後日、出産育児一時金の申請をす ることになります。